

令和 7 年 第 5 回

北本市議会改革特別委員会会議録

令和 7 年 9 月 18 日 開 会

北 本 市 議 会

議会改革特別委員会

1. 開会年月日 令和7年9月18日(木) 午後 1時00分
2. 出席委員 工藤日出夫委員長 中村洋子副委員長
桜井卓委員 小久保博雅委員
湯沢美恵委員 島野和夫委員
高橋誠委員 永井司委員
滝瀬光一委員 大嶋達巳委員
保角美代議長
3. 欠席委員 (0名)
4. 説明のため出席したもの(0名)

事務局職員出席者

関口智明	局長	佐藤慎也	参事
小林範之	主査		

開議 午後 1時00分

○工藤日出夫委員長 定刻になりましたので、ただいまから第5回議会改革特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、本日の委員会の傍聴については、これを許可しますので御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

日程1、委員間（議員間）討議についてを議題といたします。

皆様に委員間討議の運用に関する申合せというペーパーを配付しています。現状で委員間討議を試行的に実施するというので、5点ほど申合せのような形で、正副委員長と事務局と協議いたしまして作成をさせていただいております。

このことについて、何か皆さんから御意見ございますでしょうか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 まず、申合せの4番、発言回数や時間の制限を行わないという形で書いてあるのですが、これをルールとしてここに書いてしまうと、私はどちらかというと、委員長がそこ

のところはしっかりとコントロールされればいいんじゃないかなと思っていて、こういう形で申合せとして行わないとすると、発言をしようとする人が、「申合せで何回でもできると言ったじゃないか。」ということになりかねないかなと思っていて、通常であれば3回以内とする取決めをしているところを、それはしないというだけであって、申合せとしてこういう書き方をしなくてもいいんじゃないかなと考えています。

それから、もう一つは、私はもともとこの委員間討議、議員間討議に関しては、ガイドラインをつくるということだったと思っていたので、岩手県奥州市のガイドラインが特に参考になりますよというお話はさせていただいたと思います。

奥州市のガイドラインというのは、かなり事細かに手続きだったりとか、その考え方みたいなものが定めてあって分かりやすいなと思ったんですけども、このような形で非常に簡易な、最低限のルールを定めるような形の申合せということになって、ガイドラインみたいなものは今後はつくらないということでもいいのかどうか。

もし、これでやるんだとしたら、常任委員長3人のうち2人がこの会議にいらっしゃいますので、委員長、これで十分できるということであれば、これでいいのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 発言回数や時間の制限は行わないということにつきましては、基本的には委員長が議事整理権を持っておりますので、委員長の議事整理権の中で終結させるということ

は可能なのではないかなというようなイメージもあって、とりあえずはこういう形にさせていただいております。これで不都合が生じてくるということも可能性が全く考えていなかったわけではないんですけれども、そのところはまず1点、そういう説明でさせていただきたい。

それから、ガイドラインをつくらないのかということにつきましては、議長からの諮問はガイドラインをつくるという諮問でございますので、最終的にはガイドラインという形で成案にしたいと考えておりまして、それまでに何回か試行的に進めながら、ここは不足、ここは足した、ここはというようなものを積み重ねていつて、実効性があるというか、そういうようなガイドラインにしていけたらいいのではないかなというスタートラインのことで、とりあえず申合せという形にさせていただいております。

委員長が相当大変になるんじゃないかというのは、全くどんなガイドラインで、どんな形になったとしても、多分委員間討議なり、議員間討議は、委員長ないし議長の議事整理権というものは非常に重要な役割を果たしていくということは十分認識した上で、とりあえず試行的な形で行うための申合せ事項として、今日、提示させていただいております。

何かございますか。

小久保委員。

○小久保博雅委員 私も桜井委員と同じ意見で、時間に制限を設けないといたら、今の議員の皆さんにはそういう人はいないかも分らないで

けれども、30分でも1時間でも延々と演説をする人が出てきますよ。委員長が、それは演説であって討議でないと言っても、討議に必要なことを述べているんだから、そうしたら、もう委員長は止められない。そういうのをやるためには、私はある程度、10分とか、時間は制限したほうがいいと思います。その代わり回数は制限しないとするのがよいと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 この委員間討議の運用に関する申合せですけれども、この4番の発言回数や時間の制限を行わないとありますけれども、これは削除すべきだと思います。

その理由ですが、まず委員会の発言に関しては、北本市議会会議規則の第114条から116条に発言に関しての規定があります。その中の115条を読みますと、委員は議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる。ただし、委員会において、別に発言の方法を決めたときはこの限りでないとありますので、原則自由ですけれども、その委員会の中で必要に応じて委員長及び委員が協議した上で制限をかけることができますので、その場合に限り、ただし書にあるように、その場合に限定されて制限はできますけれども、原則は発言回数や時間の制限は行わないという形でやるべきじゃないかと思います。

あともう一つ、最終的には合意形成までいくわけですから、先ほどもちょっと出ていますけれども、委員長が大変じゃないかと、まさにそ

のとおりだと思います。委員長がうまく仕切らないと、これは意見の合意形成に到達しませんので、そういった意味も含めまして、これは以前言っていますけれども、ファシリテーター、そのテクニック、これを委員長、そして委員も、全員がどうやったら意見が集約できるのか、合意形成ができるのかという技術を身につけてやるという、そういう研修をもぜひ取り入れるべきではないかと思います。

○工藤日出夫委員長 4番については桜井委員からもありましたし、小久保委員からもございました。

大嶋委員は、会議規則に定められているように、時間制限も発言回数についても、それはそれぞれの委員会で決めるべきことではないかといったような御趣旨の発言をいただきました。

そうなってくると、当然議長または委員会の委員長の議事整理権が非常に重要な意味を持つていくのだろーと思います。そういう意味で、ファシリテーターとしての研修が必要なのではないかというような、今御意見をいただきました。

ほかに何かございますでしょうか。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 今、大嶋委員がおっしゃった合意形成のためにファシリテーターの研修が必要ではないかというのは、それは私もそのとおりだと思いますので、全議員がその合意形成に至るまでのプロセスをしっかり学んでいくというところが、今回、せっかく委員間討議を始める

のであれば、研修を受けるべきではないかなと思うところです。

それと、今回4番についての御意見がほかの委員の方からも出ているかと思えますけれども、発言回数や時間の制限については、基本的に書き込む必要はないし、発言回数も時間の制限についても、委員長の裁量でというところで賄っていけるのではないかと私は思うところです。

○工藤日出夫委員長 そうすると、湯沢委員の今の御発言ですけれども、委員長の議事整理権というか、合意形成に向けた委員長の合意形成、議長の合意形成力みたいなものが非常に問われてくる。という意味では、やっぱりファシリテーター研修みたいなものは必要だというふうにお考えになれますか。

では、委員長が2人いますから、委員長、どうですか。

永井委員。

○永井 司委員 4番についてなんですけれども、皆さんおっしゃるとおり、そのとおりだなというふうに思う反面、やっぱり自由闊達な討議を通じていろいろ議論を深めていただきたいんですけれども、例えばただし書で委員長が判断する場合は回数や時間の制限を設けるとか、まあ書き方はそれぞれでしょうけれども、そういったやり方もあるのではないかと思います。

○工藤日出夫委員長 おそらく会議規則も含めて、議長の議事整理権というのは、そういう意味でいうと絶対的権限でございますので、議長が議論の行く末を持ちながら、どこかで終結させる。

または、委員の中でも、議論は尽くしているのではないかというふうに感じたら、議事終結の動議を出すとかという中で、ある程度の運営的な面では、多分これまでを含めてそういうことにはなっていくのではないかなとも思ったりはしますけれども、合意形成も現在の委員会の中の質疑を最終的にどういう形で締めていくかというのも、そういう意味でいうと合意形成の一つですから、通常行われていますから、ただ委員間討議という全く新しい討議の仕方を進めていく中では、そういう意味でいったほうがファシリテーターといったような司会進行の合意形成に向けた、ある意味そこへ上手に持っていくための技術的な研修は、ある意味では必要なかなという感じもいたします。

高橋委員。

○高橋 誠委員 先ほど皆さんの御意見ですが、この4番については、まさしく皆さんが言われているとおりだと思います。

やはり、私たちも委員長をやっていますけれども、初めてというところもあるし、先ほどあったファシリテーターについては、ぜひ研修を受講させていただきたいと思っております。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員、何かございますか、議長経験者として。

○滝瀬光一委員 申合せ事項で、4番を記載しないことについては、理解を示させていただきまされども、委員長が本当に大変だなと思って、まして今回1期生が2人、委員長になっていて、時間に制限を設けないところについては、試行

的にやるにしても、なかなか難しいのかなと考えます。

議運で視察に行かれた八王子市で、10分ということで制限を加えているということでありましたけれども、その部分については、当初の決めるとき、そして実際に運用していてどんな説明がありましたでしょうか。そこはちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

○工藤日出夫委員長 ちょっと10分という説明は、発言が10分ということについては説明をいただいて、そのときに私も、たった10分なのかなという思いはあったんですが、内容の詳しいところまで、たしか説明では言っていないんですよね。おそらく10分というのは、1回の発言が10分なのか、そのところは確認をしないままに來ましたので、もし必要であれば、もう一回八王子の市議会に連絡してみて、あそこ10分の中身は何なのかということを聞いてみたいと思います。

○滝瀬光一委員 1回の発言じゃなくて、1つの議題について10分という、八王子はしていますよね。委員間討議自体はそんなにやっていない。

○工藤日出夫委員長 いや、5回か6回ぐらいはやってはいるんですよ。請願で2件ぐらいと、条例で2件ぐらい、たしかあったと思いましたけれども。

だから、全くやっていないわけじゃないので、その10分間をどういうふうに使ったのかというところに対して、私も含めて、そのところをもうちょっと深くお尋ねする必要があったかな

というのはあります。でも、どう考えても10分で勝負がつくとは思えないとは思いましたけれどもね。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 分

再開 午後 1時 分

○工藤日出夫委員長 今、八王子の2022年11月17日の都市環境委員会で委員間討議の動議が出されて委員間討議を行っている部分の議事録を事務局から頂きました。

それを見ていくと、委員長が、「それでは、これより委員間討議に入ります。発言時間は1議題につき10分以内としておりますので、今求められた鈴木勇次委員におかれましては、答弁を求める委員を指名していただいて、そして、委員間討議を10分の範囲内で行っていただきたいと思います。」と委員長が宣告をして、鈴木勇次委員なる人が、るる述べて、それである委員がそれについて発言をし、ほかの委員も同じように発言をして、委員長が「他に御発言はございませんか」と、もうとつくに10分過ぎていると思うんですけれども、なしということで、委員長が委員間討議を終了しますと言って、また鈴木委員なる人が「個人的な意見を付して申しますのは」というところで、とても10分では終結はしていない、実際は。だから、入ってしまえば、10分という制限があったとしても、多分時間の中で、そういう形ではなかなか進んでいかないのかなと思います。とりあえず、そういう資料が今手に入りました。

滝瀬委員、何かありますか。

○滝瀬光一委員 今、討議が始まってから10分では収まっていない、それは、当然そうなるんだと思うんですけれども、八王子市の場合は、その人の発言時間が10分というふうにされているんだと思うんですけれども。

○工藤日出夫委員長 この文章を読むと、「委員間討議を10分の範囲内で行っていただきたいと思います。」と委員長が話しているんですね。

○滝瀬光一委員 委員間討議自体を10分の中でのという。

○工藤日出夫委員長 多分そういう解釈だと思います。まず、もう一回申し上げますね。

「それでは、これより委員間討議に入ります。発言時間は1議題につき10分以内としておりますので、今求められた鈴木勇次委員におかれましては、答弁を求める委員を指名していただいて、そして、委員間討議を10分の範囲内で行っていただきたいと思います。」で、委員間討議に入っているんですけれども、これ10分以内で終わっているかなと思うと、相当早口で発言していれば多分終わっているんだと思うんです。こういう感じで、全部で約3ページぐらいにわたっていますから。

ですから、実際には10分以内で収めてしまうというのは、やはり委員間討議の熟議をするとなれば、10分という制限時間というのはかなり厳しいんだろうなというような印象を持ちます。ただ、今申合せのように回数や時間の制限を行わないという形になれば、小久保委員が御心配

なされるようにエンドレスになってしまう可能性は全くないわけではないんだろうなど。

ただ、そこは委員会の条例でも、議長の議事整理権でも、それなりの議事整理をするところを、勘どころをきちんとわきまえていれば、このような規定はあったとしても、委員会条例やそれらのほうが優先すると思いますので、一定の時間の中では収まることは収まっていくんだろうなとは思いますが。

発言回数は、多分委員間討議ですから、発言回数を設けるというのは、どうも委員間討議にはなじまないなと思います。ただ、最大時間を決めるか決めないかというのは、それはあるかもしれません。

何かほかに御意見ございますか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 その時間とかそういうのも何度か言われていますけれども、まず、もう一度よく確認していただきたいんですけども、議会基本条例の前文にありますけれども、自由かつ充実した議論を行う。言論の府である議会の役割や責務を全うすると、そういうことをしようとした場合に、そういう発言の時間だとか回数というのは本来ないと思いますし、先ほども申し上げていますように、合意形成をしようと思ったら、やっぱりそれなりのテクニック、心構えがあるわけですよ。それは委員長もそうだと思いますけれども、委員の側にもあるわけです。

ちゃんとした合意形成をしようと思ったら、そんなべらべらしゃべったらできないというの

は当然だと思いますので、それは各委員がわきまえて、適切に簡潔に発言するというのも、それもさっき言ったファシリテーターの研修とかに含まれると思いますので、そういう心構えでやれば、そういったことは心配する必要もないですし、繰り返しますが、会議規則の115条のただし書で、委員会の中でそういう決め事も可能ですから、必要があればそこで決めればいいことであって、原則は自由、ただし書の部分で必要に応じてやればいいと思います。

○工藤日出夫委員長 ほかに御意見ありますか。

島野委員、何かございますか。

○島野和夫委員 私も今までの委員の皆さんの意見とほとんど一緒であります。そういう意味では、この4番の発言回数の時間の制限については、これは委員長の裁量で判断していただければ結構だと思います。また、研修ですか、ファシリテーターの研修もぜひお願いしたいということ。

いずれにしても、合意形成に向けていかにしていくべきかということも、やはり皆さんでしっかり合意形成に向けて取り組んでいくという姿勢が大事かと思います。

○工藤日出夫委員長 一通り全員に御発言をいただきまして、議長が思い描いている委員会討議なり議員間討議のガイドラインに向けた一つのスタートラインとしての申合せの内容については、何か御意見はございますか。

○保角美代議長 ガイドラインに向けてまずはやってみようということとはとてもいいことかなと

思っています。

あと議論になっている制限については、その時間制限があることで、だらだらとしゃべらない。自分もちゃんと整理をしてそこに臨むということが、逆に言えば生まれるのかなとは思っています。最初に10分ですと言われたことで、整理をして話をする。ただ、到底無理だろうとは思っているので、ただし書という部分でという御意見がありましたけれども、そういう形でいいかなと思っています。

研修についても、本当に必要だと思いますので、ただこれ、得手不得手がやっぱり出てくるところもあるかなとは思いますが、委員会ですので、委員長がいたとしても、委員が本当に協力をしてしっかり最後の結論まで持っていくというのももちろんその部分も必要なのかなというふうに思っていますので、研修は委員長だけではなくて、全員がしっかり受けていくことが大事なと思います。

○工藤日出夫委員長 それでは、ファシリテーターの研修につきましては、市でこういう人材と
いうのは持っているか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時28分

○工藤日出夫委員長 再開いたします。

まず、それでは1点、ファシリテーターの研修を行うということについては、この方向でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 時期については、これから講師を探してみないと分かりませんので、総務課の研修担当に、こういう講師の手持ちがあるかどうかを確認させていただきたいということと、事務局でも適当な講師を探してみたいと思います。

講師の都合も含めて、このファシリテーターの研修会を、できるだけ早く行ったほうがよろしいかなと思いますので、後ほど特別委員会の開会スケジュールの日程で一部変更するかどうかという案がありますので、このところでやらせていただいてよろしいですか、日程については。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 それでは、これでもって一度試行的に委員間討議をしてみるということは今、委員長としてはそういう提案をしたいと思っているんですけども、試行的にやるということについては、いかがでございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 よろしいですか。

10人というのは、ちょっと人数としては多過ぎると思いますので、委員長と副委員長と、ちょうどここで分けると5人对5人になりますので、AグループとBグループというような分け方でよろしいですかね。

〔「特別委員会でやる」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 特別委員会でやってみよう
と思っています、試行的に。

〔「委員間討議そのものを試行してみる。まずやってみる」「これがそもそも委員間討議でしょう。今やっていることが委員間討議だと思いますよ」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** いや、もうちょっとテーマを決めて、少人数で。

〔「テーマを決めてやっているじゃないですか。委員間討議とかタブレットとかテーマはもう既にある。それをやるのか、これが委員間討議だと思いますけれども」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** それも一つです。

〔「いや、変わらないと思いますよ。意味のないことをやらないでください」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** よろしいですか。今の試行している中で、ガイドラインをつくっていく上で、何が必要で何が不要であるのかというところも含めると、もう少し細かくやったほうが具体的になるんじゃないかなと私は考えたんですけれども。

その必要がないということであれば、これからのこの特別委員会の中で、何か委員間討議としての動議を出すというようなことについても、この中でやっていただくということになりますけれども、そういうことでよろしいですか。

湯沢委員。

○**湯沢美恵委員** 基本的に議会基本条例の中でも、

委員間討議はしましよよということを明記しているからこそ、この特別委員会の中でこれが発議されているので、このことについて、今、大嶋委員が言っているけれども、ほぼ委員間討議じゃないかというのは、近しいものがあるのかなと思いますけれども、方向性がほぼ一緒のほうを向いているので、それに異を唱えるみたいな話はないので、なかなかその委員間討議まで形としてなっているかどうかというのは、ちょっとまだ足りないのかなと思いますけれども、例えばもう一つ、この先に進めるに当たってタブレットの利用に関して言えば、個々人が持っている力量も含めて、使い方も含めて、あるいはそのタブレットをどこまで議会として使うのか、個人持ちでもいいのか、通信はどうするかといったもっと詳しい話になってきたときにこそ、委員間討議が生きるんじゃないかなという気がするので、やってみるんだとしたら、そのあたりについて形を委員間討議のような形をして進めるというのはありじゃないかと思いました。

○**工藤日出夫委員長** そういう意見をいただきました。

中村副委員長。

○**中村洋子委員** 今、委員長がそれぞれの委員を指して意見を求めるという形を取っておりますけれども、委員間討議という形になったら、誰々さん、このことについてどう思うんですか、私はこう思いますよという八王子の視察の状況を見ると、議員同士の中でのそういった討議と

いう形を取っているということでは、今は議員
間討議ではないんだと思うんですね。

この運営をどうしようかというのを委員長が
任されてやっているという状況になっています
ので、では、これから委員間討議をしますとい
うことで時間を切って、どなたかからでもどう
ぞという形のものがないと委員間討議にはなら
ないのかなと思ったので、そういう形式をこれ
からするかどうかというところです。それが議
員間討議ではないのかなと解釈しました。

○工藤日出夫委員長 正直、今どういう形で収め
たらいいのかという、多分委員間討議になれば、
委員長がみんな同じような悩みを持つんだろう
と思うんです。

今やっていることが委員間討議じゃないでし
ょうかという御意見がありましたけれども、多
分ここに書いてある申合せ事項でいうと、多分
違うんだと思うんです。1つの意見が、誰かが
意見を出した意見に賛成か反対かも含めてそこ
で議論させていくというきっかけづくりを委員
長が今やっているわけですが、次のタブ
レットは可能性はあるんですけれども、この申
合せを協議していったら、私がこの申合せを取り
あえずこの4項目ないし5項目でつくったのは、
この申合せのとおり、2つのグループに分け
て、何かの請願なり、条例なりのものを想定し
たとして、誰かが発議をして、それを進めてい
った場合にどういうところで、この申合せの中
でいうと、どこが不足でどこがこのとおりで、
こんなふうに直したらもっとよくなるのではな

いかといったようなものは、実際に討議をする
中で見えてくるんじゃないかなというふうに思
ったものですから、とりあえずこの申合せがよ
ければ、これで2つに分けて、一度実験的にや
ってみようかというお話をさせていただいたん
です。

でも、委員の皆さんからは、その必要はない
んじゃないか、これ自体がもう委員間討議をや
っているんじゃないかということであれば、委
員間討議がそもそもこういう形のもののなかと
いう、私は委員長としては疑問が残ります。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 この申合せは手順みたいなもの
で、要は2番を過ぎた後にどうするかというこ
とで、実際に話し合うところで、今やっている
のは、委員長が各委員を指して、コメントが出
たら、それに対して委員長がまた何かまたコメ
ントをして、また違う委員を指してみたいなや
り方をしていますけれども、だから、これはフ
ァシリテーターのテクニックの部分になってく
ると思うんですけれども、例えば最初に全委員
から意見を聴取して、それから個別に好きに話
すとか、最初から好きに話してもらうとか、途
中で例えば委員長が口を挟まないでどんどんし
ゃべらせるとか、そういうやり方の部分だけだ
と思いますので、これはこれでもう完全コンプ
リートでいいと思うんですよ。

2番で委員間討議やりますよといった中で、
どういうふうにお話を進めていくか。それはも
う既にやっていることだし、やり方はここで工

夫して、やりながら問題点があれば、それでいろいろガイドラインにしていけばいいんじゃないでしょうか。

○**工藤日出夫委員長** 委員間討議は、少なくとも委員間討議に入る前段のところで、条例等の議案であれば、執行部との間に質疑が行われているんです。その質疑を行っている、または請願に対して質疑が行われている中で、反対か賛成かについて、討論とは違った形で自分の意見を申し述べて、それが賛成か反対かも含めて議論をしていくとあって、ある一定のところで委員長が終結をさせて、そしてこの要綱でいうと、もう一度必要であれば、執行部に質疑をすることを設けた上で最終的に討論、採決というところにいく形を取っているとすれば、やはりそこを想定した形で実験をしてみないと、実際はどういう形になっていく、フローとしてですよ。全体のフローとして流れていくのが、今のこの特別委員会のやり方の中では、これは無理だと思います。

前段にあるのは請願の質疑であり、議案の質疑があつて、その質疑の中で委員間討議が必要と思われるものが出てきたとしたときに、それを必要とした委員が、委員間討議をしたいんですということで、では委員間討議をしましょうよというところからスタートして、ある一定の討論をしたものを委員長が終結をして、まとまったとしても、それは結論にはならないんだと思うんです、少なくとも。その後にもう1回質疑というものと討論と採決という手順のある、

この間の中の今までやっていない新しい仕組みを入れるというのが、今度のこの委員間討議だと思うので、そこはこの委員会の中でできるといような性格のものではないんだと思います。

ただ、委員同士のいろんな意見の交換のものであるんですよということであれば、当然この委員会はどこからもあれされているわけじゃない、まさに委員同士のいろんな議員の意見を交換した上で最終的に一つの方向性を出そうというものですので、委員間討議の前提は議案であり請願であつて、その請願や議案を審査した中に、必要であれば入れるか入れないかという話ですので、ここでそれをやって、あそこがいい、悪いという形にはなかなかできないんじゃないかな。

だから、最終的にガイドラインという形で報告をしていくということになれば、当然この申合せをガイドラインにしますというわけにはいかないんでしょうから。そんな形で私は理解しているんです。実際にここの委員会は討議なんですよ、形の上は。これだけで言えばね。だけど、その委員間討議の前段にある議案と請願というような議題がない、そのところは非常に重要だと思うので、そのところを想定した上で入って行って、どうやって抜けていくかという一連の流れがあつた上でないと、ガイドラインをつくれないんじゃないかなというのが私の理解の仕方だったのです。

大嶋委員。

○**大嶋達巳委員** 議会基本条例第23条の2項は、

議案の審議及び審査についての委員間討議なんです。第3項は、市政に関すると書いてありますけれども、政策等及び課題等に対しての議員間討議での合意形成なんで、議案とかに関わりなく何かのテーマでもってやるのが3項のほうだと思いますから、それに該当するのが、まさにこれだと私は思いますので、これでやれば、その応用がもしかしたら第2項かもしれませんで、同じだと思いますけれども。

○工藤日出夫委員長 そうであれば、この1の対象とするものは、各常任委員会における議案及び請願審査で委員が必要と認めるものというところをもう少し幅を広げて変えないと、そこところにはいかない。

桜井委員。

○桜井 卓委員 今回、試行をしようというところの目的は、私はガイドラインをつくることだと思うんです。ガイドラインをつくるに当たって、どういう考え方でどういう手順でやっていくかというところをつくっていかうと。

私はこの段階で、それが案が出てくるのかと思っていたんだけど、そうじゃなくて、この最低限のルールだけを取りあえずここでは示して、あとは試行をやっていく中で、その細かいところはやっていきましょうということなんで、私はやっぱり今の各委員会の委員長の下で、委員長の考え方によって、この最低限の申合せを基に、一回何か議案だったり、請願というもの前提とした形で、例えば協議会形式というか、委員会ではない形で通してやってみて、そ

のときの委員長の思いだったりとか、どういう考え方でやったとか、どういう手順でやったかというところが、そうしたら3委員会ではれば3つの事例が出てきますので、そういったものをまた照らし合わせながら、ここがいいね、こういうやり方がいいよねという形で、最終的にガイドラインをつくるというのは意義があることだと思います。

単純に委員間討論をあるいは議員間討論をやるというだけであれば、大嶋委員のおっしゃるとおり普通にやっているこういったことで十分足りるんだと思うんですけど、今回はガイドラインをつくるという意図がありますので、そこに向けては、もう少し丁寧にといいですか、そういった何かきちんとした議案あるいは請願を基にそういった試行をやるということが意味があることなのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 今、桜井委員がおっしゃるように、各常任委員会でもやっていただくという予定はしています。ただ、今の10月、11月、12月議会までの間の日程が非常にタイトになっていますので、3つの常任委員会に同時か同時でないかは別にして、この形で説明を、委員長がもう既にいらっしゃいますし、それで皆さんのほうで、常任委員会で試行的にやりましょうよということの結論になれば、それはもうそれで事務局には日程調整をさせていただきます。

もちろん最終的には常任委員会が所管するわけですから、委員間討議に関しては。決して我々の委員会の中の2つに分けた、ここで所管

するわけじゃないので、今の桜井委員の御提案は最も合理的なんです。ここで1回か2回やっていただいて、いろいろな問題点が出れば、それは最も合理的に最終的なガイドラインにつながっていくんだと思うんですけども、いきなりそこでいいかどうかというのがちょっと心配だったものですから、少しこちらでもって試行的に1回ぐらいやった上で常任委員会にというふうに私はイメージしていたんですけども。常任委員会でもいいですか。

永井委員。

○永井 司委員 過去、例えば議決した議案をシミュレーションで使ってみるとかだったら、この委員会の中でもいいかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

例えばですけども、これも仮案ですけども、タブレット活用についてとか、例えば実際の議案に見立てて、事務局の手間はかかるんですけども、例えば模擬議案みたいな感じで立てていただいて、執行部に一度質疑を通して、議案の内容を明らかにした上で、それで一回委員間討議を模擬でやってみるとか、そういった手法もあるんじゃないかなと思いました。わざわざ常任委員会、協議会形式でもそうですけれども、集めてやるって結構大変だと思うんで、この場でスケジュールも決まっていますし、次回以降の開会も決まっていますし、そういった方法もあるんじゃないかなと思いました。

○工藤日出夫委員長 今の永井委員の御提案は、一つの考え方としてはいいんじゃないかなと思

います。実際に常任委員会で、この休会中の10月、11月の間にやってみましょうかとなれば、議案はないわけですから、過去の議案の中で最も委員間討議になりやすいような議案があれば、それを基にして、それぞれの常任委員会で試行的に委員間討議をやって、この要綱に、申合せに基づいてやるというのは一つの方法だと私も思います。

桜井委員。

○桜井 卓委員 私がその協議会でやったらと言ったのは、私が想定しているのは12月なんですよ。12月の議会の中で、本当に試行的に、だから多分みんな賛成だよねという議案もあるかもしれないですけども、じゃ、これ誰かは反対の役割になってそこでロールプレーしてみるというような形でやれば、時間的な無駄もないですし、通常の委員会にプラスして少しその時間を取るというだけなんで、その間は別にこの議題については塩漬けにしておけばいいと思うんで、ほかの議論をしてね。それで12月の議会の中で試行をちょっと1時間なりやってみて、それでまとめてガイドラインを作成という形であれば、特に無駄はないのかなと。ここでまたやるとなると、それでプラスで時間を取らなきゃいけないっちゃうので、実際の議案を基にやることもできますし、そのほうが新鮮でいいのかなと、そういう意味での提案でした。

○工藤日出夫委員長 ほかにございますか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 試行的にやるのはいいんですけ

れども、賛成か反対かという、その割り振りであれば、これは討論がそれに該当するんだと私は思っているんですよね。ですから、討議ということでは、合意形成ですから、私の想定するのは、何らかの議案を修正するという、そういう事例のほうがいいと思うんですよ。

例えば前にあったさんた亭に入れる椅子をどうするかみたいな、予算を削るか削らないかみたいなところでどうするかというようなところで合意形成をしていくのが討議だと思う。賛成するか反対するか、元をいじらないのであれば、討論に賛成の意見がこうです、反対の意見がこうですというだけじゃなくて、そうじゃなくて、何かを変えてつくり上げる、合意形成をするというところがポイントだと思いますので、そういう案件があるかは分かりませんが、可能であれば、そういう修正するような、修正する必要があるようなものを題材にするというのではないかなと思います。

○工藤日出夫委員長 委員間討議の結果、修正になるか、修正しないか、廃案にするのか、否決するのかというのは、少なくとも多分結果論でしょうから、そういうことが最初から目的であるということにはなかなかならないですけども、今、大嶋委員がおっしゃったような方向性は多分そうなんだと。方向性としてはそうなんだ。ただ、初めから修正か反対か廃案か何かというようなことではないですけども、そこへ向かっていくという入り口の部分はそのとおりだなと思います。

ただ、いずれにしても、まだ申合せという極めてざっくりばらんというか、非常にアウトラインだけの申合せですので、いずれにしても、どこかで試行的に進める中で、この申合せを肉づけをして最終的にガイドラインにしたいというようなことで御提案でございますので、この10月、11月の閉会中はなかなか難しいということもあるようでございますので、12月議会に出てきた議案の中から、または12月の議会の議案でそれにふさわしいものがなかったら、模擬的なものも含めて、12月議会の中で協議会方式で試行するという、そういう御提案を桜井委員や永井委員からございましたけれども、そういう形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 では、委員間討議の申合せ事項を基にして、12月議会の議案及び議案にふさわしいものがなかったら何か模擬の議案をつくって、協議会方式で12月議会中に一度試行的に進めて、そこから問題をいろいろと出していただいて、しかるべき時期にガイドラインという形に仕上げていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 では、そういう結論になりましたので、本日の日程の第1の委員間討議の議題については、そのような形にさせていただきます。

申合せの4番は削除でいきましょう。

それから、ファシリテーターについては、先

ほども申し上げましたように、講師の選定がございまして、少し時間をいただいて、しかるべき時期にそういう研修会を行うということにしたいと思います。

事務局長。

○関口智明事務局長 研修につきましては12月の常任委員会の前に開催できるよう努力してみます。そのとき、皆さんもなるべく御都合を合わせていただいて、出席していただけるよう動いてみます。講師の都合もありますので、何とも言えないんですけども、その方向で努力してみます。

○工藤日出夫委員長 それでは、日程の2番のタブレットの活用についてを議題といたします。

タブレットにつきましては、これまでも議会としては検討委員会なんかを設けながら、その活用について検討してきた経緯がございます。

そのときには、タブレットの導入についてはしないということで今日に至っているわけですが、改めて今回、議長よりタブレットの活用についての諮問をいただきましたので、このことについて、皆さんから御意見をいただきたいと思いますが、何かございますか。

小久保委員。

○小久保博雅委員 1年生議員ですので、前回どういう議論があって、どういうことがということが全く分からないわけですが、正直言って、タブレットを利用するメリットが全く分かりません。これを入れるということがどういうメリットになるのかというのが読めな

い。

自分としたら、スマートフォンとモバイルパソコンがありますので、これにさらにタブレットを持てとなると、物量的にも大変だし、タブレットであれば、これだけ効率よくなく、これだけ何々、ペーパーレスというのはあるかも分からないですけども、はっきり言って分からないんですよ。活用するメリットが何があるかというのが、ちょっといろいろと自分も調べてみたんですけども、これはすごいメリットだなというのが何も見つからない。

ですので、その部分をちょっと明らかにしないと、ただ活用するか、しないかという議論だけだったら、結局導入したけれども、ほとんどみんな使わないで終わってしまうという感じもあると思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 現状の北本市議会の仕組み、運営では、タブレットがなくても問題なく動いています。別な言い方をするならば、タブレットは不要です。

仮にタブレットを導入するのであれば、今の北本市議会の仕組み、運営を見直す必要があります。より正しく表現するならば、タブレットを導入するから見直すのではなくて、よりよい議会とするために見直すことになります。タブレット導入ありきで見直すことはあり得ません。あくまでも議会の効率化、市民の福祉の増進を図る目的で見直す必要があります。見直した結果、タブレットを導入することが可能になるか

もしかもしれません。仮にそうなったら、タブレット導入の費用と、それによりもたらされる便益を比較することになります。便益のほうが大きければ導入し、費用のほうが大きければ導入しないと判断すれば済みます。

それともう1点、前回、これは平成30年になるかと思いますが、導入を検討した会議がありましたけれども、そのときは導入を見送る判断をしています。その判断した理由について、その後の変化や現状との比較検証が必要ではないかと思います。一度決めたことであっても、必要に応じて変えることは当然ですが、仮に状況等が何一つ変わっていないとすれば、判断が変わるものではないと思います。

また、今回、タブレットということで機器を導入しようということであれば、その実際タブレットをやめたときには、タブレットを入れずに書画カメラを導入しています。そのときの導入に関しても十分な検証がされていません。機械とか入れて、入れっぱなしにしているのであれば、これは住民に対しての説明責任も十分に果たしているとは言えないと思いますので、今後、機器を導入するのであれば、直近に入れたこういったものの検証、これは特別委員会の中ですることかどうかは分かりませんが、少なくとも議運ではやるべきことだと思いますので、そのことを申し上げておきます。

○工藤日出夫委員長 過去の検討委員会の結果も踏まえた検証が必要なのではないかというよう
な御意見をいただきました。

ほかにございますか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 北本市議会においては、現状でもPC、タブレットの持込みが可能となっておりまして、多くの議員が活用しております。

そうした中で、議会としてタブレットをまた新たに配付をして活用させる必要性というのは、小久保委員がおっしゃるとおり、あるいは大嶋委員がおっしゃるとおりで感じられません。

もし導入するということであれば、やはり費用対効果の面から、当然それ以上の活用というものが求められますが、現状においては、例えばペーパーレス化をすると、そのために必要だとしても、PDFになるだけだと思うんですね。PDFになったところで、非常に活用しづらくなって、我々としてみれば、効率性としては低下するだろうと。何かそれがもう電子で見ることを前提としたシステム化ができて、PDFではないような形でもっと効率的な予算・決算のシステムが入ると、それを我々が活用ができるのかというのであれば、大いに価値はあると思いますけれども、そういったものもちょっと見込めないですし、それは我々だけでできる話ではないので、そう考えると、利便性が高まるということはまずないだろうなという感じがしています。

実際にペーパーレス化が必要じゃないかということであれば、私はどちらかというと、単純にクラウドストレージとかでファイル共有ができるような仕組みというのがあったら非常にあ

りがたいなとか、L o G oチャットで議員側からもファイルが送れたら便利だろうなとかそういったところはあると思うんですけども、そういういったものも、タブレットを導入する理由にはならないかなと思っております。

○**工藤日出夫委員長** ありがとうございます。

湯沢委員。

○**湯沢美恵委員** タブレットの導入について言えば、この間、北本市議会としては、先ほど平成30年に見送ったという説明がありましたけれども、その前の議会運営委員会でも、平成29年とかに議会改革ということでタブレットの導入をしているような自治体に行って、どういう活用をしているのかについて結構を議論をしてきた中で、その中で必要ないねということで見送りました。ただ、その時点では議場の中にパソコンも携帯も、いわゆるそういうツールについての持込みについてはできなかったというところを緩和したので、それを緩和した時点でタブレットそのものの必要性というのは全くなくなったのではないかなというふうに思います。

今、桜井委員がおっしゃったように、ペーパーレス化を考えるという点だけで考えれば、高いお金を使ってタブレットを導入するという点についてはいかがなものかと思う部分と、今のL o G oチャットは、議員側から送信ができないというところは、やっぱり不便かなと思うので、そういうところの緩和ができる必要があれば、まさに本当にタブレットそのものは要らない可能性も出てくる。

今後、もし導入するという方向をどうしてもするという話になるとすると、それは逆に議員だけでなく、執行部も含めて全員がタブレットを持っているという状況の中で、同じ情報がきちんとその中で共有ができるということになれば、そのときは考える必要があるかもしれないけれども、現状ではそこまでいっていないので、今の段階では要らないのではないかと思います。

○**工藤日出夫委員長** ここまで、どちらかというと、タブレットについてはメリットがないではないか、現状の北本市議会の状況から考えると、入れる必要はないという御意見が多かったわけですけども、いや、やっぱりタブレットが必要なんだというような御意見もあればいただきたいと思いますけれども。

島野委員、以前タブレットが必要なんではないかというようなお話があったような気がするんですが。

○**島野和夫委員** ありがとうございます。皆さんからあまり必要性を感じない発言がありましたが、これまで私も古く議員をさせていただいて、2回ぐらい、タブレットの研修を、たしか議員として受けた経緯がありました。古い議員もなかなかこずっていろいろ操作をしたり、この部屋でしたかね、中村さんもね。そういった研修もして、結論的には先ほどあった北本市議会としてはタブレットではなくて、議場の書画カメラという形で移行した経緯があります。

そういった経緯もある中で、一方で今ありま

した議員だけではなくて、執行部あるいは事務局の負担軽減にもつながるのではないかと、例えば議案が間違っていて修正があったり、今、一生懸命執行部の方が決算書とかシールを貼ったり、そういったこともあります。そういった事務的な軽減にもつながるのではないかと、その辺の部分もある。

そういう意味では、事務局の皆さんの意見もちょっとお聞きしたいのと、一方で、以前、一部事務組合でもそういった連携という意味で、北本市議会はタブレットを導入していないので、そういった情報交換がスピーディーにできないと、県央議会のときにある議員がをおっしゃったことを聞いて、私はそういった一部事務組合と地元の議会事務局との連携という部分で、そういうタブレットも必要ではないかという意見もお話しさせていただきました。

○工藤日出夫委員長 島野委員からは、事務局や執行部も含めて、それと一部事務組合の中で、確かに今の状況でいうと、桶川市、鴻巣市ではタブレットを入れているようですので、そういうお話もあるのかとは思いますが、ただ私、今、監査委員をやっていますけれども、執行部からは3日に1回ずつメールが来ます、タブレットがないので。でも、メールでもって全部用事は足りています。だから、一部事務組合で、全体の中でそういうような話というのはちょっと伺っていないので、何とも言えないんですけども。

事務局はどう思いますかという御質問があり

ましたので、事務局はどう思いますか。
事務局長。

○関口智明事務局長 1つは、ミスした際に便利なのではないかという話があったんですけども、ミスありきの話は、なしでいいのかなと思いました。本来ではあってはいけないことだと思いますので。

もう1点、事務局としては、今回も行政報告書の訂正も1件ぐらいとあまり多くなかったので手間もそれほどかかっているのではないかと考えています。

また、タブレットの導入について検討いただくのに、事務局はあまり関係なく、皆様が本当に使いやすいかどうかで考えていただければいいのかなと思っていました。情報共有という観点ですと、桜井委員からあったとおり、クラウド化というのが一つのアクセスできるという条件の下ですけれども、例えばミスした際の手続きなどをアップすれば、それで済むのかなというのは個人的な意見として思っていました。

○工藤日出夫委員長 ほかにございますか。

滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 過去に遡ると、協議会で検討した時期もあったんですよ。そのときには、最終的には結論が出なかったわけですけども、その後タブレットの導入について検討して、先ほどあったように書画カメラの導入という形になったわけで、そのときも実際にタブレットを各議員に貸与しても、メリットがそんなに享受できないんじゃないかというようなことで書画

カメラだとかスクリーンとかに移った記憶がありますので、同時期だったですかね、個人のパソコンなどの持込みなんかを議場に許可するようにして、そのタブレットを導入する大々的な方策にいったわけであって、それでいいんだと今も考えています。

だから結果として、今、タブレットを上尾市から鴻巣市まで、近隣は皆さん貸与しているけれども、北本市においては貸与ということまで考えにはならないのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 議長。

○保角美代議長 多分過去に研修を受けたメンバーが何人かいるんですけども、さっき大嶋さんが平成30年とおっしゃっていたので、もう8年前になって、8年前、中村議員もまだあの頃はガラケーで、何人かまだガラパゴス携帯をお持ちの方もいた中での研修でした。

タブレットを御提供いただきながら実際に操作して、クラウドのサイドボックスの方に来ていただいて、実際に操作しながら試行錯誤してやっていたのを思い出すんですけども、あのときは操作上ちょっと問題があるんじゃないかということが、多分一番大きかったかなと思ったのと、あとこれは執行部も入れないと、同時にやらないとあまり意味がないんじゃないかみたいな意見もそのとき出たかなと思っています。

私、今、パソコンとか持込みがオーケーなので、議案を紙ベースじゃなくてパソコンで見えるということもできるんですけども、タブレットのよさというのは、やっぱりそこに書き込み

ができるということなんですね。マーカーを引いたりとか、紙にすればこれでいいんですけども、これを持ち歩いて市民に説明するときに、これを持ち歩かなくて済むようになる。自分でそこに付箋をつけたりとか、メモ機能があって、それは非常に便利だなと、その研修を受けたときに、まるで自分がこういうふうを持ち歩いているように使えるんだなというのだけは確認しました。

8年前なので、もう今はもしかすると、その中のシステム自体も変わっているかもしれないので、タブレットを使うか、結局書き込みとなっちゃうとタブレットしか、今の機器の中では、自分がこれをタブレットにすればいいという話になっちゃうんですけども、またちょっと機能が違うところもあるので、私も導入して、例えば両方持って歩くかというふうになったら、多分パソコンよりはタブレットのほうが持ち歩いて、市民に説明とかとなったときには、しやすいのかなというふうに思うんですけども、これから新しい人材がどんどん議会にも参入してくるということを考えると、さっき小久保委員がおっしゃったとおり、何が利点なのかさっぱり分からないというのは、私一回、それで研修を受けたので、非常に便利だなと思った感想もあります。もう8年たって、前々回の議員ぐらいいい感じなので、どういう利点があるのかというぐらいいい、もう一度検証してみてもいいのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 一番最初は、逗子市が初め

てタブレットを入れて、非常に話題になりました、ああ、すごいなど、これやったらすごい改革になるんじゃないかと思って逗子市を呼んで、たしか全員協議会で聞いたけれども、何だこの程度のものかと。それからいろいろ何回かやりましたけれども、ここまでタブレットは入ってはいないのかなと、今お話を聞きながら。たしかパソコンとスマホを入れたときの議運の委員長、僕のときだったんじゃないか、違ったかな。三宮市長が議長が何かやっていたときだから。それで、たしか朝、突然、スマホとパソコンを議場に入れたいという話を私に持ってきて、いや、一晩考えてからにしましょうかと言って一晩考えて、入れることにしたんだと今思い出しましたけれども。

8年たったら違っているじゃないかという意味でいうと、永井委員、いかがですか。

○永井 司委員 先ほど小久保委員もおっしゃっていたとおり、実際にパソコンで事足りちゃっていて、それは自分も導入ありきで考えていたわけじゃないですけれども、改めて導入ということを考えたときに、何か利便が増えるかというと、ちょっと新しくいろいろ見いだす必要性というか、タブレット端末を入れたことで何か利くかというと、何とも言えないなと思ってしまったのが1個ありますね。

ただ、先ほど大嶋委員が費用と得られる便益についてお話をされていたと思うんですけれども、例えばタブレット端末は今だったらそんなにしない金額でも買えちゃったりするので、そ

れと実際に微妙な話かもしれないですけども、行政報告書とか1冊発行するのに結構かかっていると思うんですけれども、金額的に。そんなことないですか。

○工藤日出夫委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時13分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開します。

永井委員。

○永井 司委員 費用の面に関しては承知いたしました。

ただ、私もタブレット、議員になってから改めて買ったんですけれども、パソコンとタブレットを2台並べて、こっちで去年のものを表示して、こっちで今年度のものを表示して見比べてという使い方をしていますので、もし議会側で御用意いただけるのであれば非常にありがたいというか、買っちゃったんですけれども、自分で。それはもう有効活用しているので、私の手持ちではもう有効活用しているので、タブレットとパソコンを2台両方持っている、御自身でパソコンを使いこなして持ってきているという前提であれば、かなり使いやすいんじゃないかなと思うんですけれども、それぞれデジタル機器は皆さんによって使い方が違いますので、何とも言えないところですね。

ちなみに、使い勝手の面でいうと、自分は紙とモバイル端末やデバイスで考えると、自分はもちろんデジタル機器のほうが圧倒的に使いやすく、見やすく、またPDFの編集というか、

そういったこともできるようにしておりますので、このデジタル機器で完結できたほうが楽だし、見やすいし、使い勝手がいいといった状況でございます。

○**工藤日出夫委員長** 永井さん、現状で言えば、パソコンで間に合うか。

○**永井 司委員** そうですね。なければないで、それなりの方法を考えますので、パソコン1台で仕事をしろと言われたら、できてしまいますね。

○**工藤日出夫委員長** 小久保委員。

○**小久保博雅委員** 私もタブレットを持っているんですけども、10年ぐらい使ったことないですね。タブレットがものすごく流行ったんですよ、一時。何で流行ったかと聞いたら、まずノートパソコンは電源がないと充電機だけでは使えなかった。そのためには外部電源を持っていたてやらなきゃいけない。重い。スマホは画面が小さい。打てない。そのちょうど中間的なやつでタブレットが画面も大きいし、いいということで、あのとき一大ブーム、日本中ブームになったんですね。だから私も持っています。

それから今のモバイルパソコンが出てきて、これなんかは700グラムしかないんです。ちょっとタブレットの大きいのだと重量は変わらない、電池は13時間もつ、スマホも画像が上がった、画面も大きくなったというんで、ほとんどタブレットはビジネスシーンでももう使われなくなっている。

今、ビジネスシーンでタブレットを使ってい

るのは営業職、営業の人が相手のところへ行行ってプレゼンするのと、あと保険の外交が、保険が新しくなって、ここ2、3日で保険契約するとき、それからコンビニとか、ああいう店舗の人が在庫管理とか、そこをやるときは動きながら入れていくんでタブレットは用いられているんですね。

こういう我々みたいな議会で会議をやっているところでタブレットを応用しているかというのと、少なくとも自分が働いてきたビジネスシーンの中ではなかった。ですので、この検討し始めた時期は非常に有用だったかも分からない、その頃はですね。だから、ちょっともう時代が変わっているかなという気がします。

○**工藤日出夫委員長** ありがとうございます。

高橋委員。

○**高橋 誠委員** 私は今までタブレットを持ったことはありません。その中で今、パソコンは使っているんですけども、議員になったときに、タブレットがあったほうが便利なんだろうなという考えではありましたが、今この北本市議会ではパソコンが使える状況ですので、正直不便はないのかなと。

また、入れるとなったら、やっぱり執行部側も導入しなくてはいけないというところを考えたら、予算のところ等々も考えたら、疑問が残る状況です。現状でいいのかなといったところが私の考えです。

○**工藤日出夫委員長** 中村副委員長はいかがでございますか。

○中村洋子委員 私はペーパーで常にやってまして、ノートに書いています。そのノートをパソコンで打つというところまではできるんですけれども、下調べでパソコンを使うとか、ほかの町のこういう状況を見たいとかというところを調べるところまでは全然広がらないので、タブレットは要らないんですよ。

○工藤日出夫委員長 一通り全委員の皆さんの御意見を伺って、伺った範囲内で、前の形は時期尚早ではないかというような意見もあって、タブレットの導入はしなかったというようなことがあったようですけれども、現状では、北本市議会の中で、今の議会運営をしていく上でタブレットの導入をしなくても、現在のスマホ、またはパソコンを取り入れることによって十分議会の機能は果たせているのではないのかというような御意見が多かったというようなことでございますけれども、こればかり何回もやっているわけにいけないので、今日の御意見を踏まえた上であれば、タブレットについては、導入しないということでよろしいでしょうか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 結局そのタブレットの利点は、通信手段、それからファイルの共有だと思うんですよ。通信に関してはＬｏＧｏチャットが使えているんで、さっき言ったとおりで、ＬｏＧｏチャットの場合は双方向にはなっていないというところ、それからファイル共有に関しては、何もタブレットがなくてもファイル共有という形が取れば、大分それで改善されると思

うんで、そういった改善はぜひやっていただきたいと思います。タブレットがなくても、そのファイル共有だったりとか、双方向でのファイルのやり取りができるようにはぜひ検討してもらいたいなと思っています。

その手段としても、タブレットを入れなきゃいけないというんだったら、タブレット欲しいかもしれないですけども、多分そんなことはないと思うんで、ぜひファイル共有だったり、双方向のやり取りに関しては御検討いただきたいなと思います。

○工藤日出夫委員長 現状において、タブレットについては導入をしない。したがって、今現在進めている、実際に使っているＬｏＧｏチャットについても、もう少し双方向性を高めていただくようなことについて今後も検討していただくというようなことで、今回の議長の諮問についてのタブレットの活用については、導入しないということを委員会として決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、タブレットについては導入をしないということにしたいと思います。

今日の議事日程につきましては、次に、議事日程の３でございます。

３につきましては、閉会中の継続審査に関する件を議題といたします。

令和７年第３回定例会の期日は９月２６日金曜日までとなっております。本委員会に付託され

ております議会改革に関する件について、議長に閉会中の継続審査を申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、議長に対し、閉会中の継続審査の申出をすることに決しました。

続いて、日程第4として、中間報告の申出についてを議題といたします。

本委員会に付託されております議会改革に関する件について、審査の経過を本会議に中間報告したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 異議なしと認めます。

よって、審査の経過を本会議に中間報告することに決しました。

なお、内容につきましては、正副委員長に御一任いただき、案を作成後、皆様に配付し御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、日程第5、その他について議題といたします。

実は事務局のほうで、11月10日の月曜日の午後1時30分からの会議の予定でございますけれども、欠席者が3名になりましたので、ここで3名欠席のまま開会するか、それとも日程を変更するかというようなことなんです。日程の変

更になりますと、実は10月中はちょっと難しくて、11月4日だとしても、1名の欠席ということですので、3名の欠席で7名で開会するかどうかについてですが。

永井委員。

○永井 司委員 リモート開催はいかがでしょうか。11月4日だけでいうと、私が不参加にしたいと思うんですけども、リモートでは参加できると思うんですけども。

○工藤日出夫委員長 1時半で大丈夫なの。

○永井 司委員 1時半、予定調整します。リモートにはなってしまうんですけども。

○工藤日出夫委員長 事務局長。

○関口智明事務局長 私から説明させていただきます。

11月10日の月曜日に皆さんの予定が空いているということで予定を入れさせていただきました。

急に3名欠席されるということだったので、一度日程調整をさせていただきたいということで、今、委員長からお願いしたんですけども、このまま11月10日、3名欠席のまま行うというのがまず1点、案としてあります。過半数いるので、開催自体は、することは問題はないと思いますので、続けるというのが1点。ただ、3名欠席なので、もしあれだったら日程をずらすということも考えられましたので、その辺をどうしますかという御提案でした。

11月4日ですと1名欠席、11月14日ですと全員出席、前回もらった中で、11月14日は全員出

席でできます。11月20日ですと、また1名欠席ということで、こちらも永井議員なんですけれども。

〔発言する人あり〕

○関口智明事務局長 ちょっとしばらく前なんで、そのときは大丈夫だけれども、今は予定が入っちゃう部分もありますので。

〔発言する人あり〕

○関口智明事務局長 それであれば、11月10日をやめさせていただいて、11月4日の午前中ということで置き換えることはいかがでしょうか。

〔発言する人あり〕

○工藤日出夫委員長 それでは、11月4日の午前10時ということで変更いたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 日程の変更をそのようにさせていただきます。

それから、その他といたしまして、広報広聴委員会の検討をいたしました議会報告会の見直しについてを、広報広聴委員長の中村副委員長よりお願いいたします。

○中村洋子委員 皆さんに今お配りさせていただきました8月26日の午後に皆さんに集まっていたいただいて、広報広聴委員会を臨時で開きました。その中で、どういうところを見直さなければならぬかということとか、具体的に何が今足りないのかということを出していただいたわけですが、一応こちらを読んでいただいて、特別委員会で議題に上げてもらうときの参考にしてい

ただければというふうに思います。広報広聴委員会だけでは決められないので、ぜひ参考にしてください。

報告会の状況はできているけれども、広聴はできていないのではないかという意見とか、各団体との公聴会を設けたほうがいいというふうな意見もありました。それから、住民意見交換会を1、2回実施することはできないだろうかということとか、議会モニターさんとの意見交換ということも委員から話が出ました。それから、年、予算と決算2回にして、それから、そのほかの議会のときは公聴会ということで、各団体と委員会の人たちで日を設けてお話を聞くという公聴会にしたらどうだろうかという意見も出されていますので、御意見を皆さん持っているかと思うんで、議題を設けていただいたときに参考にしていただければと思います。

○工藤日出夫委員長 ただいま広報広聴委員長である副委員長のほうから、議会報告会の見直し等について広報広聴委員会で話し合った結果についての報告をいただきました。

これに対して、何か御質問等ございますか。

〔発言する人なし〕

○工藤日出夫委員長 なければ、次回か次々回ぐらいに、この問題について取り上げたいと思いますので、それまでに意見等を整理しておいていただきたいと思います。

以上で、本日用意いたしました日程については全て終わりました。皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○工藤日出夫委員長 ないようですので、副委員

長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○中村洋子副委員長 以上で、第5回議会改革特

別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時33分